

公 印

| | | | | |
|---|--------------------|------|-------|------|
| 回 | 年 月 日 起案 許可します。 | | | |
| | 年 月 日 決裁 | | | |
| 議 | 課 長 | 課長補佐 | グループ長 | グループ |
| | | | | |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 浜松市長

住 所 浜松市〇区〇〇町〇番地の〇

申請者 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

電話番号 (053) 〇〇〇-〇〇〇

改葬許可申請に伴う納骨証明願〔記載例〕

次のことについて証明をお願いします。

| | |
|--------------------------------|--|
| 墓園・墓地又は納骨堂の名称及び所在地 墓所・納骨堂番号 | 浜松市 (提出時に窓口で確認の上、記載します。) <input type="checkbox"/> 中央区中沢町 5 中沢墓園 号 <input checked="" type="checkbox"/> 中央区根洗町 784 三方原墓園 (芝・普) 〇-〇号 <input type="checkbox"/> 中央区舞阪町舞阪 2697-18 舞阪吹上墓地 号 <input type="checkbox"/> 中央区雄踏町宇布見 5961-4 雄踏墓地 号 <input type="checkbox"/> 浜名区細江町中川 7172-1954 細江高台墓地 号 <input type="checkbox"/> 天竜区船明 3034-4 船明墓地(芝・普) 号 <input type="checkbox"/> 中央区三方原町 2420-2 浜松市納骨堂 号 |
| 墓所利用又は納骨許可年月日・番号 | 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号 |
| 墓所の利用又は納骨の許可を受けている者の氏名 | 〇〇 〇〇 (墓所又は納骨堂の利用者) |
| 証明する事項 | 納骨の事実 |
| 証明を必要とする理由 | 改葬のため |

添付書類

- (1) 改葬許可申請書 (納骨の事実を証明後に交付されます。)
- (2) 墓所利用許可書又は期限付納骨許可書 (確認後にお返しします。)

※区役所区民生活課又は行政センターの窓口で証明を受けてください。

(三方原墓園管理事務所及び船明墓地管理事務所では受付できません。)

公 印

| | | | | |
|---|--------------------|------|-------|------|
| 回 | 年 月 日 起案 許可します。 | | | |
| | 年 月 日 決裁 | | | |
| 議 | 課 長 | 課長補佐 | グループ長 | グループ |
| | | | | |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 浜松市長

住 所 浜松市〇区〇〇町〇番地の〇
申請者 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
電話番号 (053) 〇〇〇-〇〇〇

改葬許可申請に伴う納骨証明願〔記載例〕

次のことについて証明をお願いします。

| | |
|---|---|
| 墓園・墓地又は納骨堂の名称及び所在地 墓所・納骨堂番号 (納骨堂番号は期限付のみ記入) | 浜松市 (提出時に窓口で確認の上、記載します。) <input type="checkbox"/> 中央区中沢町 5 中沢墓園 号 <input type="checkbox"/> 中央区根洗町 784 三方原墓園(芝・普) 号 <input type="checkbox"/> 中央区舞阪町舞阪 2697-18 舞阪吹上墓地 号 <input type="checkbox"/> 中央区雄踏町宇布見 5961-4 雄踏墓地 号 <input type="checkbox"/> 浜名区細江町中川 7172-1954 細江高台墓地 号 <input type="checkbox"/> 天竜区船明 3034-4 船明墓地(芝・普) 号 <input checked="" type="checkbox"/> 中央区三方原町 2420-2 浜松市納骨堂 〇-〇〇 号 |
| 墓所利用又は納骨許可年月日・番号 | 昭和・平成・令和 〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号 |
| 墓所の利用又は納骨の許可を受けている者の氏名 | 〇〇 〇〇 (墓所又は納骨堂の利用者) |
| 証明する事項 | 納骨の事実 |
| 証明を必要とする理由 | 改葬のため |

添付書類

- (1) 改葬許可申請書 (納骨の事実を証明後に交付されます。)
- (2) 墓所利用許可書又は期限付納骨許可書 (確認後にお返しします。)

※区役所区民生活課又は行政センターの窓口で証明を受けてください。

(三方原墓園管理事務所及び船明墓地管理事務所では受付できません。)